

# 臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の互助会会員資格等の取扱いについて

(令和6年4月1日)

## ■ 教職員互助会（一般会員）

### 1 加入資格（希望制）

公立学校共済組合の資格を取得した臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員  
(パートタイム会計年度任用職員は会員になりません。)

### 2 加入期間

加入日	公立学校共済組合資格取得日
退会日	公立学校共済組合資格喪失日

### 3 加入手続

提出書類	「会員加入申込書」(別記第5号(1)様式)
提出期限	公立学校共済組合資格取得後2か月以内

### 4 資格・権利

次の点が本務者である会員と異なります。

(1) 貸付 **対象外**

(2) 団体保険

区分	加入資格	保険会社
生活サポートプラン※	対象	明治安田生命 他
積立終身保険、医療保険、がん保険	<b>対象外</b>	アクサ生命 他
がん保険、医療保険、介護保険		アフラック生命
団体扱いの生命保険料控除		日本生命 他

※ 生活サポートプランの保険料は口座振替により徴収

### 5 掛金額（月額）

給料月額に100分の1を乗じた額（円未満切り捨て）※本務者と同じ  
(給料月額＝基本給＋調整額＋教職調整額)

### 6 掛金の納入

(1) 納入方法 給与控除

- 原則、申込書受理日の翌月から加入日に遡って控除開始
- 既加入者の4月分掛金は、5月給与で2か月分控除（4月は控除なし）

(2) 控除手続

県費職員	所属での控除手続不要
県費職員以外	該当所属へ別途通知

## ■ 退職互助部制度

### 1 加入資格

特別会員	一般会員となった臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員が55歳以上で退職し、所定の要件を満たしたとき特別会員になることができる。
配偶者会員	特別会員となる者の配偶者が希望し、所定の要件を満たしたとき配偶者会員になることができる。

#### 【注意事項】

- ① 夫婦（本務者と臨時的任用職員等）で同時退職する場合、臨時的任用職員等が特別会員となり、本務者が脱退一時金の支給を受けて配偶者会員となることはできません。
- ② 本務者が退職時に脱退一時金の支給を受け、その後、臨時的任用職員等となった後に特別会員又は配偶者会員となることはできません。

### 2 加入手続（所定の要件）

区分	摘要			
提出書類	臨時的任用職員等 特別会員・配偶者会員資格取得届(別記様式) [添付書類] 配偶者会員となる場合は、配偶者の戸籍抄本(写)			
提出期限	退職後2か月以内			
掛金額	等級	給料月額 (基本給+調整額+教職調整額)		掛金額
	1	160,000円 未満		331,200円
	2	160,000円 以上	200,000円 未満	340,800円
	3	200,000円 以上	240,000円 未満	350,400円
	4	240,000円 以上	280,000円 未満	360,000円
	5	280,000円 以上	320,000円 未満	369,600円
	6	320,000円 以上	360,000円 未満	379,200円
	7	360,000円 以上		388,800円
※ 配偶者会員となる場合は上表の掛金額と同額を納入				
納入方法	一括納入			
納入期限	振込依頼書到着後2週間以内			